# 見積要領説明書

J-POWER ジェネレーションサービス株式会社 技術・環境センター

#### 1. 一般事項

見積者は、見積依頼書記載の委託業務について、業務委託契約約款、委託仕様書、図面その他の交付書類を詳細に検討し、委託内容、関係諸法規を十分熟知したうえで見積書を作成 し提出するものとする。

なお、見積者が熟知しなかったこと、または誤解したことにより生じた問題は、すべて見 積者の責任とする。

## 2. 委託期間

見積依頼書記載のとおり。

#### 3. 見積書の作成

見積書は、次葉様式に則り作成するものとする。ただし、当社から見積用設計書および見積書作成要領を交付した場合は、それらに基づき数量、仕様、単位、単価を記入し計算した内訳書を添付するものとする。

なお、見積書記載の金額には消費税を含めない。

#### 4. 見積書の提出

見積書は記名捺印のうえ密封し、原則として封筒に「(件 名)業務委託見積書在中」と標記して、当社機関長宛親展書として当社に提出しなければならない。

- (1) 提出部数 2部
- (2) 提出日時 「見積依頼書記載のとおり」 (提出後は、引換、変更、取消はできない。)

#### 5. 委託先の決定

当社は、見積書等について審査した結果最も有利と認められる見積者を委託予定先として、契約締結のための協議に入るものとする。

#### 6. 見積に関する質問

見積に関して質問がある場合は、事前に当社機関長宛書面によりおこなうものとする。

# 7. 見積書類の説明

見積者の提出した見積書類について、当社が詳細な説明を求めた場合、見積者は速やかに 書面により説明をおこなうものとする。

## 8. その他

- (1) 業務委託料の支払に伴い発生する振込手数料は、「銀行振込依頼書」によりあらかじめ合意した者が負担するものとする。
- (2) 当社が見積用に交付した関係書類の返却を求めた場合は、見積書を提出する際に返却しなければならない。

J-POWER ジェネレーションサービス株式会社 技術・環境センター センター長 殿

> 住 所 会社名 代表者

# 見 積 書

御依頼のありました下記業務委託の見積について、貴社御提示の業務委託見積要領書、業務委託契約条件、委託仕様書、図面、その他交付書類を詳細に検討し、委託内容および関係諸法規を十分熟知のうえ見積申し上げます。

記

- 1. 件 名
- 2. 見積額 ¥

以 上

# 協力会社様へのお知らせ(相談窓口の設置等)【周知】

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より弊社事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

弊社はJ-POWERグループの中核会社として火力部門での運転保守業務を担い、確固たる遵法精神と倫理観をもって行動することを基本として、誠実な事業活動の推進に取り組んでおります。

つきましては、以下に記載のような弊社社員による不適切な行為・発言および相談等がありましたら、速やかに下記相談窓口までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

なお、相談者のプライバシーは保護し、相談したことを理由に不利益な事態となることは ありません。 敬具

- ① 契約内容にない業務指示を受けた。
- ② 契約内容にない作業変更・追加変更が発生した場合、現場担当者間での口頭指示を受けた。また、その後の契約変更もなされていない。
- ③ 当社社員より暴言、人格否定の発言を受けた。
- ④ 契約締結後に、協力会社が使用する資材、機械器具などその購入先やレンタル会社を当社社員から指定された。
- ⑤ 個人的な利益(接待、つけ回し、贈答など)の要求を受けた。

【注】なお、弊社及び弊社社員に対しての接待・贈答はご遠慮ください。

## < J-POWER ジェネレーションサービス 技術・環境センター相談窓口>

J-POWER ジェネレーションサービス㈱ 技術・環境センター 業務グループ グループリーダー 下川 勝利 TEL 093-741-1781

Email Katsutoshi\_Shimokawa@jpgs.co.jp

## < J-POWER ジェネレーションサービスコンプライアンス相談窓口>

対応者 総務部 法務グループ コンプライアンス担当者 〒104-0045 東京都中央区築地 5-6-4 浜離宮三井ビルディング J-POWER ジェネレーションサービス株式会社 総務部 法務グループ コンプライアンス担当者 携帯 080-5499-8653

E-Mail: soudan@jpgs.co.jp

# 【見積指示事項】

新型インフルエンザ/コロナウイルス等への対応について (お願い)

標記について、新型コロナウイルス感染対策本部より周知のとおり、2023年3月13日よりマスクの着用については個人の判断に委ねることとなりました。

3月 13 日以降の感染対策は、政府の指示によるものではなく、JPGS からのお願い事項となりますが、感染症法上の取り扱いが 5 類に見直し(2023 年 5 月 8 日予定)されるまでは、引き続き新型インフルエンザ/コロナウイルス等の感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

なお、当社は重要なインフラ事業を担っていることから、感染対策のお願い事項を受入れなかったことにより事業継続上のリスクが懸念される事態となった場合は、契約条件どおり受注者側にもリスク(責任/負担)が生じる可能性がある事をご承知おきください。

記

- 1. 各発電所 新型ウイルス等対策
  - (1) 感染予防の徹底

基本的感染対策・生活様式の実践(マスク着用、手洗い・手指消毒、3 密回避、毎日の検温) の推進。

(2) 感染拡大防止の徹底

PCR 検査受検者の対応として、早急に行動履歴を確認し、消毒作業を実施また陽性判定を想定して濃厚接触者は勿論のこと、濃厚接触者以外の周囲の従業員に対しても在宅勤務・自宅待機を指示。

- (3)感染拡大が著しい地域からの来訪者への対応 都度弊社業務担当者に確認のこと。
- (4) 感染が少しでも疑われる場合の対応 都度弊社業務担当者に確認のこと。
- (5) 感染確認者と接触があった方の対応 都度弊社業務担当者に確認のこと。

#### 2、各発電所入構基準

構内への社外者の入構制限は特に設けないが、入構される場合には体調管理・業務に関係のない 場所への立ち入り不可とする。業務上必要な人とのみの接触・懇親会不可を徹底すること。

以上